
ローンカード規定

1. (カードの発行)

- (1) トマト・ローンカード（以下「カード」といいます。）は、各々のカードローン契約書（当座貸越契約書、以下「契約書」といいます。）にもとづいて当社が発行するものとします。
- (2) カードの発行に際しては、当社所定のカード発行手数料をいただきます。

2. (カードの利用)

カードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社がA T Mの共同利用を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）のA T Mを使用して当座貸越取引口座（以下「カードローン口座」といいます。）から当座貸越金を借り入れする（以下「払出し」といいます。）場合、当座借入金を任意返済する場合、口座からの振替えにより払出し、振込の依頼をする場合。

ただし、法人ローンカードの場合は、提携先のA T Mを使用しての取引はできません。

- (2) その他当社所定の取引等をする場合。

3. (A T Mによる払出し)

- (1) A T Mを使用して払出しをする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) A T Mによる払出しは、A T Mの機種により当社または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当社または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払出しは当社所定の金額の範囲内とします。
- (3) A T Mを使用して払出しをする場合に、払出請求金額と後記 6(1)に規定するA T M利用手数料金額との合計額が払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

4. (A T Mによる任意返済)

- (1) A T Mを利用して当座貸越借入金を任意返済する場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従ってA T Mにカードまたはカードローン通帳を挿入し現金を投入して操作してください。
- (2) A T Mによる任意返済は、A T Mの機種により当社所定の種類の紙幣に限ります。
また、1回あたりの任意返済は、当社所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (A T Mによる振込)

A T Mを使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより払出し、振込の依頼をする場合には、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mにカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における払出しについては、通帳および請求書の提出は必要ありません。

6. (A T M利用手数料等)

- (1) A T Mを使用して当座貸越借入金を任意返済する場合または払出しをする場合には、当社および提携先所定のA T Mの利用に関する手数料（以下「A T M利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) A T M利用手数料は、当座貸越借入金を任意返済する場合または払出し時に、通帳

および払戻請求書なしで、その当座貸越借入金を任意返済する場合または払出しをしたカードローン口座から自動的に引落します。

なお、提携先のＡＴＭ利用手数料は、当社から提携先に支払います。

- (３) 振込手数料は、振込資金の払出し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出しをしたカードローン口座から自動的に引落します。

7. (ＡＴＭ故障時等の取扱い)

- (１) 停電、故障等により当社のＡＴＭによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口でカードにより払出しをすることができます。

なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (２) 前項による払出しをする場合には、当社所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

- (３) 停電、故障等によりＡＴＭによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

8. (カードによる払出し金額等の通帳記入)

カードにより払出した金額、ＡＴＭ利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当社のＡＴＭで使用された場合または当社本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カード・暗証の管理等)

- (１) 当社は、ＡＴＭの操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当社所定の方法により確認のうえカードローン口座からの払出しを行います。

- (２) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるカードローン口座の払出し停止の措置を講じます。

- (３) カードの盗難にあった場合には、当社所定の届出書を当社に提出してください。

10. (偽造カード等による払出し等)

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払出し等)

- (１) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること
- ② 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが

推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払出しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なカードローン口座の払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

- ① 当該払出しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当社が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況について当社に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12.（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当社所定の方法により当社に届出てください。

13.（カード再発行等）

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

14.（ＡＴＭへの誤入力等）

ＡＴＭの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先のＡＴＭを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15.（解約、カードの利用停止等）

- (1) 当座貸越契約（カードローン契約）を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを口座開設店に返却してください。

- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当社からの請求がありしだい直ちにカードを口座開設店に返却してください。

- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社の窓口

において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 後記 16 に定める規定に違反した場合
- ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、契約書の各条項、特約書、返済用預金口座の規定および振込規定により取扱います。

18. (当社が契約している指定紛争解決機関)

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109^{イーネット}または03-5252-3772

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、法令の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他相当事由があると認められる場合には、当社ホームページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、前記(1)の周知の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

記

〔預金者の重大な過失または過失となりうるの場合の解釈について〕

1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となる場合は、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりとする。

- (1) 預金者が他人に暗証を知らせた場合
- (2) 預金者が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 預金者が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他預金者に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注) 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合は次のとおりとする

- (1) 次の①または②に該当する場合

① 当社から生年月日など類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう

個別的、具体的、複数回にわたる働きかけがおこなわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類など（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

- ② 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどを書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2) (1)のほか次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

- ① 暗証の管理

ア．当社から生年月日など類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号・勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合

イ．暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当社の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

- ② キャッシュカードの管理

ア．キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目のつきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ．酩酊などにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上